

第29回 制度設計専門会合事務局提出資料

~間接オークション導入等に伴う電源表示ルール等の見直しについて~

平成30年4月23日(月)



ガイドライン改正の背景と必要性

「電力の小売営業に関する指針」改正の必要性

- 「電力の小売営業に関する指針」(以下、「小売営業ガイドライン」という)は、小売全面自由化に伴い、「電気の需要家の保護の充実を図り、需要家が安心して電気の供給を受けられるようにするとともに、電気事業の健全な発達に資すること」を目的として制定された。
- 小売営業ガイドラインでは、需要家保護の観点から、電源構成等の適切な開示方法などの需要家への情報 提供の在り方等が規定されているところ、今般、下記のような市場環境の変更を踏まえ、小売営業ガイドライン 改正の在り方について検討を行う必要がある。
 - ① 連系線利用に関する公平性・公正性の確保と卸電力市場の活性化を図るため、平成30年10月より、現行連系線利用ルールを「先着優先」から市場原理に基づきスポット市場を介して行う「間接オークション」へと変更する方針が定められたこと。
 - ② 小売電気事業者の非化石電源調達目標の達成を後押しすると伴に、需要家の選択肢を拡大しつつ、 FIT制度による国民負担の軽減に資するべく、平成30年5月より、非化石価値取引市場が新たに創設されること。
- 本日は、間接オークションや非化石価値取引市場の導入等に伴う小売営業ガイドラインの見直しに向け、今後改正が必要な論点の確認を行うとともに、具体的なご議論をお願いしたい。

小売営業ガイドラインの概要

- 小売営業ガイドラインについては、需要家保護の観点から、以下のような項目について小売電気事業者が遵守すべき事項を定めている。
- 同ガイドラインについては、平成28年1月に制定し、平成29年6月に改定を行っている。

【小売営業ガイドラインの主な内容】

- 1. 需要家への適切な情報提供
- (1)一般的な情報提供
- (2) 契約に先だって行う説明や書面交付
- (3) 電源構成等の適切な開示の方法
- 2. 営業・契約形態の適正化
- (1) 電事法上問題となる営業・契約形態
- (2) 小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理
- (3) 高圧一括受電や需要家代理モデル
- (4)小売電気事業者による業務委託
- 3. 契約内容の適正化
- (1) 不明確な電気料金の算出方法
- (2) 小売供給契約の解除
- (3) 競合相手を市場から退出させる目的での不当に 安い価格での小売供給

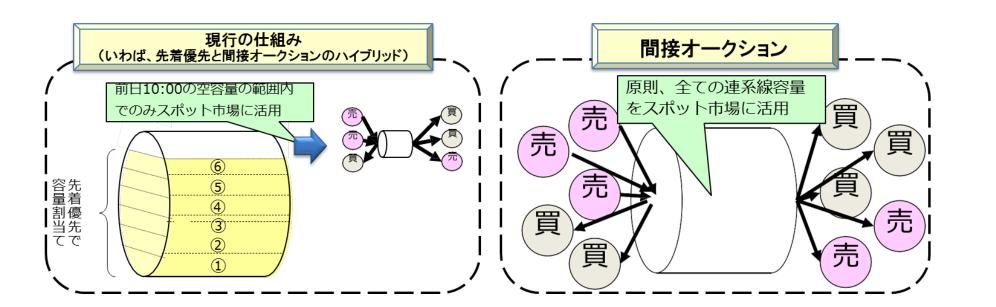
- 4. 苦情・問合せへの対応の適正化
- (1) 苦情・問合せへの対応
- (2) 停電に関する問合せ対応
- 5. 契約の解除手続の適正化
- (1) 需要家からの契約解除時の手続
- (2) 小売電気事業者からの契約解除時の手続
- (3) 一般送配電事業者による託送供給契約 の解除時の手続

【参考:供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

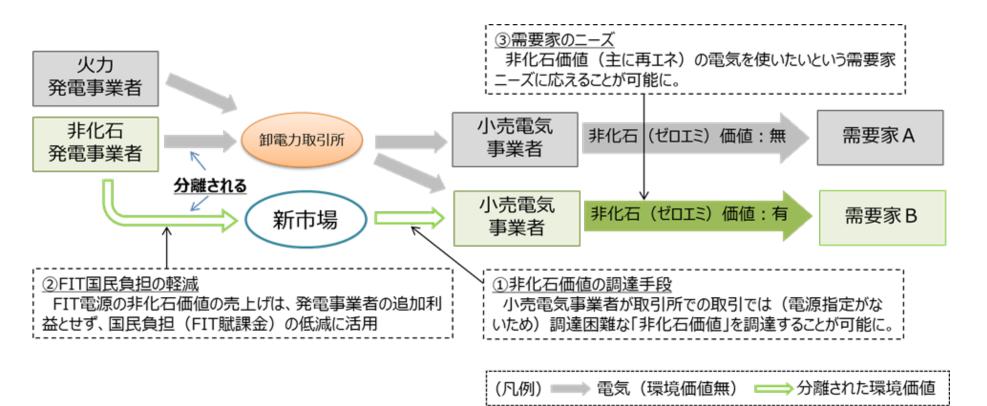
(参考) 間接オークションの概要

- 1)「直接オークション」は、連系線を利用する地位又は権利を、オークションにより割り当てる仕組みであるのに対し、「**間接オークション」は、こうした権利の割当てを行わず、全ての連系線利用を、エネルギー市場(日本でいえばJEPXにおける市場)を介して行う**こととする仕組み。
- 2) 具体的には、現行ルールでは、先着優先での容量割当を積み重ねた上、前日10時の段階で、なお空容量となっている部分を活用して、スポット市場取引が行われているところ、**原則、全ての連系線容量をスポット市場取引に割り当てることとする仕組み**と考えることができる(※)。
- (※) 我が国のスポット市場は現在でも全国市場であるため、連系線の全ての容量をスポット市場取引に割り当てることが、すなわち、間接オークションと 同義となる。また、スポット市場約定後は、時間前市場によって、割り当てる仕組みとなる。
- 3) すなわち、現行の「先着優先」に基づく連系線予約を停止すれば、実質的に、間接オークションが実現。

(なお、電力の需要に対して供給が上回るケースで出力抑制を行う際、まず火力発電等の抑制を行い、次に太陽光発電や風力発電、長期固定電源(原子力、揚水式を除く水力、地熱)の順で抑制を行っていく「優先給電ルール」のあることに留意が必要。)



- 電力システム改革貫徹のための政策小委員会(貫徹小委)中間とりまとめ(平成29年2月)において、① 非化石価値を顕在化し、取引を可能とすることで、小売電気事業者の非化石電源調達目標の達成を後押し するとともに、②需要家にとっての選択肢を拡大しつつ、固定価格買取り(FIT)制度による国民負担の軽減 に資する、新たな市場である非化石価値取引市場を創設することとされた。
- FIT電源については2017年度に発電したFIT電気から市場取引対象とし、非FIT電源についても、住宅用太陽光のFIT買取期間が初めて終了する2019年度の電気から市場取引対象とすることを目途にしつつ、できるだけ早い時期に取引開始できるよう努めることとされた。



ガイドライン改正の主な論点

ガイドライン改正の主な論点

● 非化石価値取引市場の創設や間接オークションの導入等に伴い、下記ポイントについて検討が必要と考えている。

論点		主な検討ポイント	
論点 ①	電力に付随する価値と電力取引との関係	• 間接オークションの導入や非化石価値取引市場の創設等に伴い、非化石価値が顕在化し、非化石価値が電力と区別して取引されることとなるため、非化石価値や産地価値、特定電源価値等の電力に付随する価値と電力取引との関係について、前提としての認識の共有と検討が必要な論点の整理を行う必要があるのではないか。	
論点 ②	特定の電源・産地としての価値が維持される条件	 間接オークションの導入に伴い、従来、先着優先ルールに基づいて他の供給地域から電力を供給していた事業者は、今後、卸電力取引所を介して電力取引を行うことになる。 一般に、卸電力取引所を経由した電力については、原則としてどの発電所から発電された電力かの特定が困難となるため、従来、取引所経由で電力を購入した場合には、卸電力取引所からの購入分として整理されてきた。 しかしながら、間接オークション導入後には、他の供給区域との間で電力取引を行う場合には、原則として全て取引所を介した取引を行う必要があるため、今後、どのような条件を充足した場合に電源・産地等の価値が維持されるのかについて検討を行う必要がある。 	
論点 ③	需要家の誤認を招かない 表示ルールの整備	上記制度の導入に伴い、小売電気事業者が、特定の電源構成を契約の特定として需要家に販売する場合、どのような表示ルールであれば需要家の誤認を招かないかという点についても検討を行う必要がある。	

論点① 電力に付随する価値と電力取引との関係

● 非化石価値取引市場の創設等に伴い、非化石価値が電力と区別して取引されることとなるため、非化石価値等の電力に付随する価値と電力取引との関係について、認識の共有と検討が必要な論点の整理を行う必要がある。具体的には、下記内容について整理が必要ではないか。

項目		前提理解の確認・論点	具体例	
1)-1	非化石価値の移転	 少なくともFITに関する<u>非化石価値は、電力取引とは</u> <u>別々に移転</u>する。 	発電事業者Aと電気の取引をしていないが、非化石価値のみの購入をすることがありうる。	
①-2	産地価値の移転	電力が特定産地のものであることの価値は、 <u>電力取</u> <u>引に付随してのみ移転</u> すると整理するか。別途移転 すると整理するか。	北海道産の電力であること等の価値は、発電事業者Aと の産地を特定した電気の取引のみにより移転することとなるか。	
①-3	特定電源価値の移 転	特定電源であることの価値は、電力取引に付随して <u>のみ移転</u> すると整理するか。別途移転すると整理する か。	 発電事業者Aは、水力発電所で発電した電力について、 非化石価値を事業者αへ販売した場合、非化石価値 控除後の電気を事業者βへ水力発電所由来の電気とし て販売できるか。 	

【追加論点】 特定電源であることの価値が 電力取引に付 随して移転するとした場合

- A) 例えば、小売電気事業者が水力発電設備を保有する事業者から、非化石価値を購入することなく、電力取引のみを行う場合(民間事業者発行の「証書」等の購入を伴う場合もある)、特定の電源であること(水力発電所由来である旨)を表示して販売することが許されるか。【① 1と① 3の関連問題】
- B) A)を認める場合、「非化石価値を伴わない特定電源であることの価値」とはどのような価値か。 具体的には、例えば、水力発電由来の電気から非化石価値を除いた場合、どのような価値が残ると考えるべきか。 この際、 どのような表示が適切か。 非化石価値がない旨の表示を加える必要があるか【① 1と① 3の関連問題】
- C) 特定の電源と特定の産地を併せた表示・訴求は許されるか。具体的には、北海道の水力発電所で発電された電気として販売することを 認められるか。 【① - 2と① - 3の関連問題】

平成28年11月 第3回市場整備WG資料に基づき作成

- 非化石価値取引市場で取引される非化石証書の主たる価値は「非化石価値(高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値)」であり、加えて、「ゼロエミ価値(温対法上のCO2排出係数が0kg-CO2/kWhである価値)」、「環境表示価値(小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値)」を有する。
 - ※高度化法・・・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律
 - ※温対法・・・・・地球温暖化対策の推進に関する法律

環境価値	価値の内容	
①非化石価値	高度化法上の非化石電源比率の算定時に非化石電源として計上できる価値。	
	非化石価値を有する電気の取引を行う際に付随する環境価値	
②ゼロエミ価値	小売電気事業者が調整後排出係数算定時に、調達した非化石証書の電力量に「全国平均係数」を乗じることで算出したCO2排出量を実二酸化炭素排出量から減算することができる価値。	
③環境表示価値	小売電気事業者が需要家に対して、その付加価値を表示・主張する権利。	

⇒ 上記の整理より、非化石証書は高度化法上の非化石電源比率の算定時に利用できる他、温対法上のCO2排出係数 算定時にも利用可能。また、需要家に対しても非化石証書の購入に伴い、実質的に非化石電源由来の電気を調達している旨、訴求が可能となる。

論点② 特定の電源・産地としての価値が維持される条件

● 間接オークション導入後には、他の供給区域との間で電力取引を行う場合に取引所における取引を行う必要があるところ、取引所取引は売買当事者の匿名性が維持されているため、原則として特定の電源・産地を紐づけることが不可能である。今後、どのような条件を充足した場合に例外的に電源・産地等の価値が維持されるのかについて検討を行う必要がある。具体的には、下記内容について整理が必要ではないか。

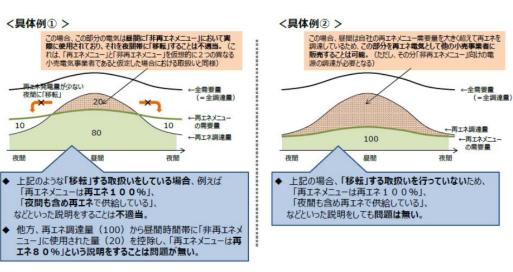
項目		[目	論点	具体例
2-1		連系線を介して他 エリアの電気事業 者から電力調達を 行う場合(経過措置 を保有する場合も同様)	 特定の電源・産地としての価値が維持されるためには、事業者間の特定契約に加え、実際に取引所において電力取引を行う必要があるか。 (電力取引を行う必要があると考える場合、) どのような対応を行えば、事後的に事業者が電力取引を行ったことを証明できるか。 	 供給区域Aに水力発電所を保有する事業者αが、供給区域Bで小売需要を持つ事業者βと相対契約を締結し、電力を送電する場合。
2-2	連系線を 利用する 場合	取引所を介して他 の供給区域と自社 で*送電する場合 (*次頁のA-2、A-3を 参照)	 特定の電源・産地としての価値が維持されるためには、実際に取引所において電力取引を行う必要があるか。 (電力取引を行う必要があると考える場合、)どのような対応を行えば、事後的に事業者が電力取引を行ったことを証明できるか。 	供給区域Aに水力発電所を保有する事業者aが、供給区域Bへ取引所を介して電力を送電する場合。
②-3		承認電源の取扱い	承認電源についても、卸電力取引所を経由して取 引されるため、 <u>従来のルールではなく、② - 1 や② -</u> 2 と同様の整理を適用して問題ないか。	供給区域Aに原子力発電所(認定電源) を保有する事業者が、供給区域Bに電力を 送電する場合。
2 -4	連系線を 利用しな い場合	同一エリア内で電力を取引 (自営線を利用する場合もこの場合と同様)	従来のルールから変更がないと考えていいか。	供給区域Aに水力発電所を保有する事業者が、自営線を活用して供給区域Bに電力を送電する場合。

(参考) 小売営業ガイドライン (抜粋)

- 電力小売ガイドラインでは、「電力量の二重計上」や「異なる時点間で発電・調達した電力量を移転する取扱いを行った上で電源構成等の算定を行うこと」を禁止している。
- 1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為
- (3) 電源構成等の適切な開示の方法
- ウ 問題となる行為
- ①~⑥ (省略)
- ⑦ 小売電気事業者が発電・調達した特定の電源種の電力量について、他の小売電気事業者に転売・譲渡等をしているにもかかわらず、自己の需要家向けの電源構成に算入する、又は電源別メニューなどで特定の需要家向けに用いることとしているにもかかわらず、他のメニューを契約している需要家向けの電源構成に算入するなど、電力量の「二重計 ト 」を行うこと。
- ⑧ 例えば昼間に発電・調達した電気を夜間に供給する電気とみなすなど、異なる時点間で発電・調達した電力量を移転する取扱いを行った上で電源構成等の 算定を行うこと(下図参照)。

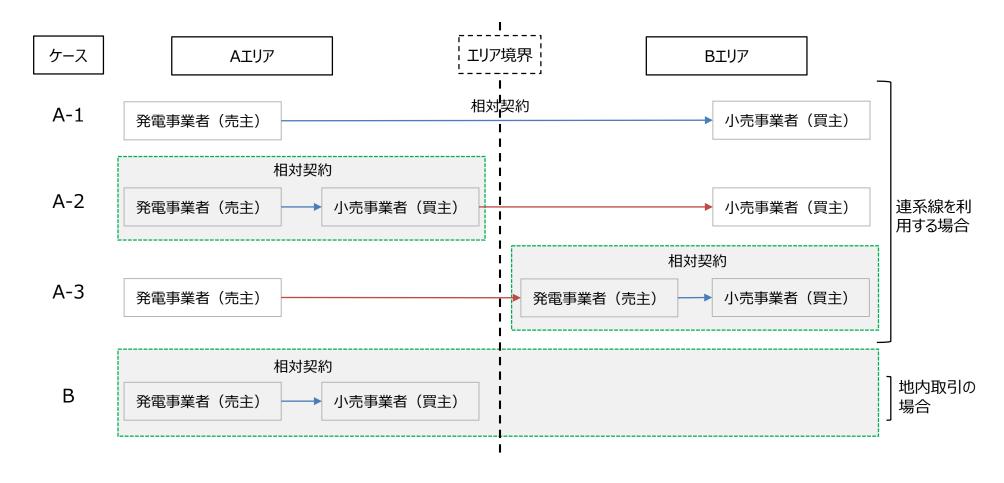
太陽光発電所で発電する場合などにおいて、夜間は物理的に発電しない時間帯があるにもかかわらず、昼間に発電した電気を夜間に供給する電気とみなすことや、特定の時間帯に発電・調達した電気を別の日の同じ時間帯に供給する電気とみなすことなど、異なる時点間で電力量を移転する取扱いを行うことは、電気の供給実態と著しく乖離していること、時間帯によって電気の価値が異なる点を無視していることから、問題となる。

ただし、蓄電池を用いて太陽光発電所で発電した電気などを供給する場合については、異なる時点間で実際に電気の充電・放電が行われているため、開示に当たって電力量が移転したとして算定することに問題は無い。



(参考) 連系線を介した電力取引

- 複数の事業者に対してヒアリングを実施したところ、連系線を介した電力取引については、下記パターンが存在することが判明した。
- 間接オークション導入に向け、今後、これらをどのように整理するかが課題。



論点③ 需要家の誤認を招かない表示ルールの整備

● 小売電気事業者が、特定の電源構成を契約の特定として需要家に販売する場合、どのような表示ルールであれば需要家の誤認を招かないかという観点から、下記内容について整理が必要ではないか。

項目 具体例

電源を特定したメ ニューを販売している 場合の電源構成表 示の在り方

• 電源を特定したメニューを販売している場合、当該事業者の電源構成割合を算出する際、個別に販売した電力の電源構成を全体の電源構成割合から控除する必要はないとの理解で問題ないか。

電源を特定したメ ニューに関する表示 の妥当性(検証の 在り方)

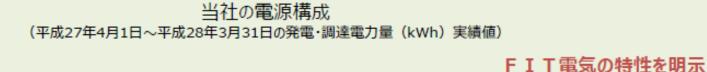
- 電源を特定したメニューを販売している場合、<u>表示した電源の販売電力量と比較して、当該電源の調達</u>電力量に不足がなければ、問題ないと考えてよいか。
- なお、現行ガイドラインでは、電力量の「二重計上」や「異なる時点間で発電・調達した電力量を移転する取扱いを行った上で電源構成等の算定を行うこと」は禁止されているが、今後もこの整理を踏襲して問題ないか。
- その他、需要家の誤 ③-3 認を招かないために 必要な規制の有無
- 現行ガイドラインを踏まえつつ、新市場等の創設に伴い、何らかの追加的な規制が必要か。

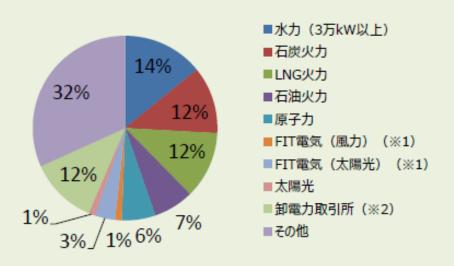
「小売電気事業者aの電源構成】



- 小売電気事業者aが水力100%であることを契約 の特性とした小売料金メニューを需要家に販売して いる場合を想定。
- この場合、同事業者が全体の電源構成割合を表示する場合(上記グラフ参照)、当該小売料金メニューで販売した水力に関する電力量を控除することなく、全体の電源構成割合を算出して問題ないか。

(参考) 電力小売ガイドラインで示された電源構成開示方法





当社がこの電気を調達する費用の一

(※1) 当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客様以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金により賄われており、この電気のCO2排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。

(※2) この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

・取引所で調達した電気の特性を明示

(※3)他社から調達した電気については、以下の方法により電源構成を仕分けています。①○○電力(株)の不特定の発電所から継続的に卸売を受けている電気(常時バックアップ)については、同社の平成26年度の電源構成に基づき仕分けています(今後、平成27年度の電源構成が公表され次第、数値を修正予定です。)。②他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないものについては、「その他」の取扱いとしています。

└─他社から調達した電気の電源構成の仕分けの考え方を明示

- (※4)当社の○年度のCO2排出係数(調整後排出係数)は○○です(単位:○kg-CO2/kWh)。
 当社は再工ネ指定の非化石証書の購入により、実質的に、再生可能エネルギー電気○%の調達を実現しています。
 - ← 電源構成と併せてCO2排出係数(調整後排出係数)を明示。<u>加えて、非化石証書に基づく一定の訴求も可</u>。